

# 特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当のご案内

## 1. 特別児童扶養手当

支給要件	20歳未満で精神または身体に障害がある児童を家庭で監護、養育している父母等
対象者	1級 障害基礎年金の1級の基準に相当する障害がある児童 2級 障害基礎年金の2級の基準に相当する障害がある児童
支給月額 令和4年度	1級 52,400円 2級 34,900円
支払時期	原則として毎年4月、8月、12月（または11月）に、それぞれ前月分までを支給します。
所得制限	次の対象者のいずれかの前年の所得が一定の額以上のときは、手当は支給されません。 ・受給資格者（障害児の父母等） ・受給資格者の配偶者 ・受給資格者と生計を同じくする扶養義務者

## 2. 障害児福祉手当

支給要件	精神または身体に重度の障害があるため、日常生活で常時の介護が必要な状態にある在宅の20歳未満の人
対象者	障害基礎年金1級の基準に相当する障害より一定程度重度の障害がある児童
支給月額 令和4年度	14,850円
支払時期	原則として毎年2月、5月、8月、11月にそれぞれ前月分までを支給します。
所得制限	次の対象者のいずれかの前年の所得が一定の額以上のときは、手当は支給されません。 ・受給資格者（重度障害児）本人 ・受給資格者の配偶者 ・受給資格者の生計を維持する扶養義務者

## 3. 特別障害者手当

支給要件	精神または身体に著しく重度の障害があるため、日常生活で常時特別の介護が必要な状態にある在宅の20歳以上の人
対象者	障害基礎年金1級の基準に相当する障害が重複している状態と同程度 またはそれ以上の障害がある人
支給月額 令和4年度	27,300円
支払時期	原則として毎年2月、5月、8月、11月にそれぞれ前月分までを支給します。
所得制限	次の対象者のいずれかの前年の所得が一定の額以上ときは、手当は支給されません。 ・受給資格者（特別障害者）本人 ・受給資格者の配偶者 ・受給資格者の生計を維持する扶養義務者

## 手続きなどのお問い合わせ

各手当や申請に関する詳しい情報については、住所地の市区町村の各手当窓口までお問い合わせください。